

熊本県告示第788号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、八代市及び八代郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成16年7月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
竜北町	平成16年 8月23日	午前10時から 午後3時まで	竜北町役場	非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
泉村	平成16年 8月24日	午前10時から 午後3時まで	椎原診療所	
泉村	平成16年 8月25日	午前10時から 午後3時まで	泉村役場	
泉村	平成16年 8月26日	午前10時から 午後3時まで	泉村農村研修センター	
千丁町	平成16年 8月27日	午前10時から 午後3時まで	千丁町役場	
宮原町	平成16年 8月30日	午前10時から 午後3時まで	宮原町中央公民館	
東陽村	平成16年 8月31日	午前10時から 午後3時まで	東陽村役場	
鏡町	平成16年 9月1日	午前10時から 正午まで	JA 北新地	
鏡町	平成16年 9月1日	午後1時半から 午後3時まで	JA 鏡本所	
鏡町	平成16年 9月2日	午前10時から 午後3時まで	JA 鏡本所	
鏡町	平成16年 9月3日	午前10時から 午後3時まで	鏡町役場	
坂本村	平成16年 9月6日	午前10時から 午後3時まで	坂本村中央公民館	
八代市	平成16年 9月7日	午前10時から 午後3時まで	八代市南部市民センター	
八代市	平成16年 9月8日	午前10時から 正午まで	高田公民館	
八代市	平成16年 9月8日	午後1時半から 午後3時まで	宮地公民館	
八代市	平成16年 9月9日	午前10時から 正午まで	郡築公民館	
八代市	平成16年 9月9日	午後1時半から 午後3時まで	金剛公民館	
八代市	平成16年 9月10日	午前10時から 正午まで	八千把公民館	
八代市	平成16年 9月10日	午後1時半から 午後3時まで	松高公民館	
八代市	平成16年 9月13日	午前10時から 正午まで	植柳公民館	
八代市	平成16年 9月13日	午後1時半から 午後3時まで	八代市農事研修センター	

八代市	平成16年 9月14日	午前10時から 午後3時まで	サンライフ八代
八代市	平成16年 9月15日	午前10時から 午後3時まで	八代市役所
八代市	平成16年 9月16日	午前10時から 午後3時まで	八代市役所
八代市	平成16年 9月17日	午前10時から 午後3時まで	八代市役所

2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成16年8月23日から 平成16年9月30日まで	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号までに定めるものにあつては、その計量器の所在場所

熊本県告示第789号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成16年7月23日

熊本県知事 潮谷義子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
芦北クリニック居宅介護支援事業所 葦北郡芦北町湯浦417番地1	医療法人 康生会	平成16年7月9日

熊本県告示第790号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年7月23日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年7月23日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	人吉市上薩摩瀬町字桜木 1458番1地先から 同所同字 863番1地先まで	141.0	右折レーン設置

2 供用開始する期日 平成16年7月23日

熊本県告示第791号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年7月23日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年7月23日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	小枝深水線	球磨郡あさぎり町大字深田西字四足堂 995番1地先から 同所 字原の堂 820番地先まで	260.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成16年7月23日

熊本県告示第792号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第260条第1項の規定により、次のとおり決定した旨御所浦町長から届出があった。

平成16年7月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
御所浦町字南風泊3438の4、3438の6地先公有水面埋立地 1,125.46平方メートル	御所浦町字南風泊

熊本県告示第793号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第260条第1項の規定により、次のとおり決定した旨御所浦町長から届出があった。

平成16年7月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
御所浦町字泊り6288の2、6288の1、6287の2、6289の2、6290、6292地先並びに6288の2に隣接する無番地地先公有水面埋立地 1,153.71平方メートル	御所浦町字泊り
御所浦町字ナコシロ6293、6294、6295、6294の2、6298、6299、6311、6312、6315、6318の2、6316、6318、6319、6320及びこれらの区域に介在する道路地先公有水面埋立地 3,290.37平方メートル	御所浦町字ナコシロ
御所浦町字島ノ本6334、6335、6335の2、6338、6345、6346、6347、6349の2、6349の3及びこれらの区域に介在する道路、水路地先公有水面埋立地 1,887.53平方メートル	御所浦町字島ノ本

熊本県告示第794号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第260条第1項の規定により、次のとおり決定した旨御所浦町長から届出があった。

平成16年7月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
御所浦町字長檜1229の2、字釜屋敷1278の8、1278の12、1278の11、字田ノ水1395の9、1395の5、1395の10、1431の2地先並びに字釜屋敷1278の8に隣接する無番地地先並びに1296、1297の2に隣接する道路地先並びに字田ノ水1390の1に隣接する水路地先公有水面埋立地 4,303.86平方メートル	御所浦町字釜屋敷

公 告

熊本県公告第613号

第1回熊本県安全安心まちづくり基本方針（仮称）検討委員会を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成16年7月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開催日時
平成16年7月30日（金）
午前9時30分から午前11時30分まで